

新エコカー減税が スタートします!!

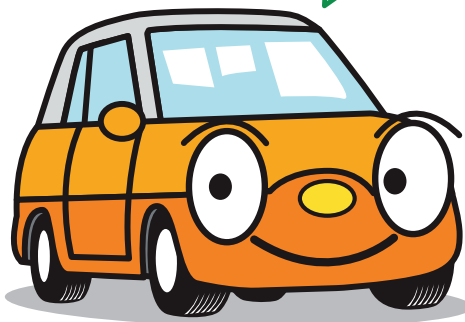
環境性能に優れた自動車の取得に対する

自動車取得税 **自動車重量税**

**減免措置の対象車種
が変わります。**

※詳しくは裏面をご覧ください。

環境に
優しいクルマだから
優遇されるんだね。



自動車取得税 対象期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

自動車取得税は、車の取得に対し課税される地方税です。購入する車によって税率が異なります。【税率:5%(自家用乗用車)、3%(営業車、軽自動車)】

- 特に、環境性能に優れた自動車の新車取得時における自動車取得税が「非課税(免税)」となります。
- 低燃費・低排出ガス認定車の新車取得時における自動車取得税が「軽減」されます。(対象車の詳細は裏面をご覧ください)

自動車重量税 対象期間 平成24年5月1日から平成27年4月30日まで

自動車重量税は自動車の重量に対して課税される国税です。車検時に、車検の有効期間年数分を納税します。【税額:2,500円/0.5t(自家用乗用車、平成27年度燃費基準達成車の場合)】

- 特に、環境性能に優れた自動車の対象期間中の初回の新車新規検査に係る自動車重量税が「免税」(2回目の車検は50%軽減)となります。
- 低燃費・低排出ガス認定車における新車新規検査に係る自動車重量税が「軽減」されます。(対象車の詳細は裏面をご覧ください)

【自動車取得税(注1)】【自動車重量税(注2)】の減免措置



自動車取得税	自動車重量税	電気自動車 (燃料電池自動車を含む)		乗用車(登録車・軽自動車)等 (乗用車及び車両総重量2.5トン以下のバス・トラック) ガソリン車(ハイブリッド車を含む)		
		プラグインハイブリッド自動車	クリーンディーゼル自動車 平成21年排ガス規制適合(乗用車)	天然ガス自動車 平成21年排ガス規制適合NOx10%以上低減	低排出ガス車 平成17年排出ガス規制値 75%低減	低排出ガス車 平成17年排出ガス規制値 75%低減
自動車取得税	自動車重量税	非課税	非課税	非課税	75%軽減	50%軽減
		免税 (2回目車検:50%軽減)	免税 (2回目車検:50%軽減)	免税 (2回目車検:50%軽減)	75%軽減	50%軽減

(乗用車等・中量車・重量車共通)

自動車取得税	自動車重量税	中量車 (車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック) ガソリン車(ハイブリッド車を含む)		中量車 (車両総重量2.5トン超3.5トン以下のバス・トラック) ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)		重量車 (車両総重量3.5トン超のバス・トラック) ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)	
		低排出ガス車 平成17年排出ガス規制値 75%低減	低排出ガス車 平成17年排出ガス規制値 75%低減	低排出ガス車 平成21年排出ガス規制値より NOx・PM10%以上低減*	低排出ガス車 平成21年排出ガス規制値より NOx・PM10%以上低減*	低排出ガス車 平成21年排出ガス規制値より NOx・PM10%以上低減*	低排出ガス車 平成21年排出ガス規制値より NOx・PM10%以上低減*
自動車取得税	自動車重量税	非課税	75%軽減	50%軽減	非課税	75%軽減	50%軽減
		免税 (2回目車検:50%軽減)	75%軽減	50%軽減	免税 (2回目車検:50%軽減)	75%軽減	50%軽減

*燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値をいい、燃費基準を上回るレベルに応じ、ステッカーが車体に貼付されます。
 *低排出ガス認定車とは、低排出ガス規制値に対し、低減しているレベルに応じ、国土交通大臣の認定を受けたものです。
 (注1)対象期間中に新車で購入した際に課される税率について軽減
 (注2)対象期間中の新車新規検査の際に納付すべき税額について減免
 (注3)JC08モードによる燃費値を算定していない自動車については、10・15モードによる燃費値により算定する
 *ポスト新長期規制適合車

エコカー減税が適用された場合のクルマ1台あたりの減税額試算例

単位:円

			① 本来の税額 自動車取得税+自動車重量税	② 自動車取得税 減税額	③ 自動車重量税 減税額	④ 減税額合計 (②+③)	減税後の税額 (①-④)
	免税 (非課税)	電気自動車(燃料電池自動車を含む)	クリーンディーゼル自動車(注4)	103,500	81,000	22,500	103,500
プラグインハイブリッド自動車		天然ガス自動車(注5)	103,500	81,000	22,500	103,500	0
75% 軽減	乗用車(自家用)	平成17年排出ガス規制値75%低減かつ 平成27年度燃費基準値20%超過達成車	34,500	27,000	7,500	34,500	0
	軽自動車(自家用)	平成17年排出ガス規制値75%低減かつ 平成27年度燃費基準値20%超過達成車	103,500	60,800	16,900	77,700	25,800
	乗用車(自家用)	平成17年排出ガス規制値75%低減かつ 平成27年度燃費基準値10%超過達成車	34,500	20,300	5,700	26,000	8,500
	軽自動車(自家用)	平成17年排出ガス規制値75%低減かつ 平成27年度燃費基準値10%超過達成車					

【前提条件】乗用車(自家用):車両本体価格180万円、車両重量1.5t未満 軽自動車(自家用):車両本体価格100万円
 (注4)平成21年排出ガス規制適合(乗用車)
 (注5)平成21年排出ガス規制適合NOx10%以上低減

低燃費・低排出ガス認定車等は、上記のほか、自動車グリーン税制(自動車税)の対象となります。また、中古車には上記措置以外の制度(自動車取得税)があります。なお、上記減税額は一定の条件下での試算であり、実際には車両価格等により異なります。

詳しくは、お近くの自動車販売店等へお問合せください。